令和７年第２回東広島市議会定例会

報　告　事　項

令和７年６月

目　　次

報　告　第　５　号　　専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

報　告　第　６　号　　専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

報　告　第　７　号　　専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

報　告　第　８　号　　専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

報　告　第　９　号　　専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

報告第１０号　　専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

報告第１１号　　専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

報告第１２号　　東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況
について・・　１７

報告第１３号　　東広島流通センター株式会社の経営状況につい
て・・・　１９

報告第１４号　　東広島市土地開発公社の経営状況について・・・・・・・・・　２１

報告第１５号　　公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経
営状況について・・　２３

報告第１６号　　令和６年度東広島市繰越明許費繰越計算書につ
いて・・　２５

報 告 第 １ ７ 号　　令和６年度東広島市下水道事業会計予算繰越計
算書について・・・

報告第５号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

１　専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

１万７６３円

(2) 債　　権　　者

２　専決処分年月日

令和７年５月１６日

（報告理由）

令和７年３月２５日、一般国道３７５号と市道造賀西６２号線の交差点において、公用車と軽自動車が衝突し、当該軽自動車の左側面を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) １件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第６号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

１　専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

２５万２，１４５円

(2) 債　　権　　者

２　専決処分年月日

令和７年５月２１日

（報告理由）

令和７年１月２０日、市道大矢大仙線において、この道路の管理上の瑕疵（かし）により、当該道路の法面から落下したとみられる路上の石に走行中の普通自動車が接触し、当該普通自動車の底部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1)　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第７号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

１　専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

２６万９，９１６円

(2) 債　　権　　者

東広島市高屋町小谷５４６２番地４

株式会社栄森トラスト

代表取締役　渡　辺　慧　士

２　専決処分年月日

令和７年５月２１日

（報告理由）

令和７年２月３日、市道寺家西７７号線において、この道路の管理上の瑕疵（かし）により、道路の一部が陥没していたため、走行中の普通自動車の左側前後輪を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1)　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第８号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

１　専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

３８万１，０００円

(2) 債　　権　　者

２　専決処分年月日

令和７年３月３１日

（報告理由）

令和７年２月２２日、西条町助実の給油所の敷地内において、駐車しようとして方向転換した消防車が駐車していた貨物自動車に接触し、当該貨物自動車の左側面等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1)　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第９号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

１　専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

９万６，５８０円

(2) 債　　権　　者

２　専決処分年月日

令和７年５月１３日

（報告理由）

令和７年３月１３日、市道西本町７号線を走行中の消防車が民家の樋（とい）に接触し、当該樋を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1)　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第１０号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

１　専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

９万５，８２４円

(2) 債　　権　　者

２　専決処分年月日

令和７年５月２１日

（報告理由）

令和７年３月１５日、東広島市豊栄生涯学習センターの敷地内において、当該生涯学習センターの機材搬入口の天井の塗装の一部が剥がれて落下し、当該機材搬入口に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のボンネット等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1)　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第１１号

専決処分の報告について

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

（報告理由）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の題名及び条項の整理を行うため、東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（ー略ー）を行うため、条例を改正すること。

専　決　処　分　書

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分をする。

令和７年３月２６日

東広島市長　髙　垣　廣　徳

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年東広島市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

別表第２の３１の表中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号）第２条第１号」を「物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第４条第１号」に改める。

別表第２の３３の表、３６の表及び３８の表中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第２条第１号」を「物資の流通の効率化に関する法律第４条第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

報告第１２号

東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

（根拠法令）

地方自治法

第２４３条の３

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第１３号

東広島流通センター株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、東広島流通センター株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

（根拠法令）

地方自治法

第２４３条の３

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第１４号

東広島市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、東広島市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

（根拠法令）

地方自治法

第２４３条の３

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第１５号

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

（根拠法令）

地方自治法

第２４３条の３

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第１６号

令和６年度東広島市繰越明許費繰越計算書について

令和６年度東広島市一般会計予算及び令和６年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計予算の一部について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

（根拠法令）

地方自治法

第２１３条　歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第１４６条

２　普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

別紙

令 和 6 年 度 東 広 島 市 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書

一般会計　　（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	資産管理事務	6,000,000	6,000,000	0	0	0	0	0	6,000,000
		公共交通網形成事業	30,700,000	30,700,000	0	15,250,000	0	0	0	15,450,000
		地域情報化推進事業	10,000,000	5,593,000	0	0	0	0	0	5,593,000
		地域活動拠点整備事業	5,630,000	5,630,000	0	0	0	5,000,000	0	630,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳管理事務	34,064,000	34,064,000	0	18,480,000	0	0	0	15,584,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉管理事務	64,154,000	64,154,000	0	56,300,000	7,854,000	0	0	0
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	276,302,000	69,180,000	0	69,180,000	0	0	0	0
	2 児童福祉費	公立保育所等施設整備事業	2,380,000	2,380,000	0	0	0	2,100,000	0	280,000
		私立保育所等運営支援事業	180,435,000	180,435,000	0	120,290,000	0	0	0	60,145,000
4 衛生費	1 保健衛生費	休日診療所運営事業	8,470,000	8,470,000	0	0	0	0	0	8,470,000
		妊娠・出産・育児支援事業	1,859,000	1,859,000	0	1,859,000	0	0	0	0
		専用水道等運営事業	3,410,000	3,410,000	0	0	0	0	0	3,410,000
		広島県水道広域連合企業団負担金	109,347,000	105,040,000	0	0	0	105,000,000	0	40,000
6 農林水産業費	1 農業費	豊かな農業づくり事業	15,752,000	15,752,000	0	15,752,000	0	0	0	0
		畜産振興事業	10,904,000	10,904,000	0	10,904,000	0	0	0	0
		土地改良事業支援事業	12,287,000	9,831,000	0	0	0	2,400,000	0	7,431,000
		農業用施設整備事業	4,990,000	4,990,000	0	0	0	4,400,000	0	590,000
	2 林業費	小規模崩壊地復旧事業	9,000,000	9,000,000	0	0	4,500,000	4,500,000	0	0
	3 水産業費	漁業振興事業	2,300,000	2,300,000	0	2,300,000	0	0	0	0
7 商工費	1 商工費	中小企業活性化支援事業	51,865,000	51,300,000	0	51,300,000	0	0	0	0
		産業用地環境整備事業	45,650,000	45,650,000	0	0	0	0	0	45,650,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持修繕事業	302,036,000	286,680,000	0	66,000,000	0	119,700,000	0	100,980,000
		橋梁長期保全事業	177,297,000	169,428,000	0	71,126,000	0	65,800,000	0	32,502,000
		幹線市道整備事業	384,968,000	376,363,000	0	161,804,000	0	144,200,000	0	70,359,000
		生活市道整備事業	159,796,000	159,661,000	0	0	0	128,100,000	0	31,561,000
	3 河川費	河川維持修繕事業	120,331,000	98,913,000	0	0	0	18,100,000	0	80,813,000
		治水対策事業	159,467,000	146,852,000	0	10,000,000	0	117,900,000	0	18,952,000
		急傾斜地崩壊対策事業	6,240,000	6,212,000	0	0	0	5,500,000	0	712,000
	4 港湾費	港湾施設長期保全事業	130,002,000	15,202,000	0	4,000,000	0	5,400,000	0	5,802,000
	5 都市計画費	都市計画推進事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
		景観形成事業	29,537,000	29,537,000	0	14,000,000	0	12,600,000	0	2,937,000
		国・県道路整備事業	17,880,000	14,698,000	0	0	0	0	0	14,698,000
		国・県幹線道路整備事業	63,169,000	45,607,000	0	0	0	36,600,000	0	9,007,000
		街路整備事業	219,058,000	216,534,000	0	92,235,000	0	68,000,000	0	56,299,000
		交通結節点改善事業	289,242,000	243,209,000	0	49,100,000	0	156,000,000	0	38,109,000

		八本松駅前土地区画整理関連公共事業	282,680,000	282,680,000	0	0	0	0	203,000,000	79,680,000
		八本松駅前地区計画事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
		公園管理事業	12,398,000	3,898,000	0	0	0	0	0	3,898,000
		公園整備事業	159,000,000	159,000,000	0	47,500,000	0	47,500,000	0	64,000,000
		西条第二地区地区計画整備事業	92,370,000	92,370,000	0	23,221,000	0	17,100,000	14,900,000	37,149,000
9 消防費	1 消防費	常備消防車両等整備事業	11,344,000	11,344,000	0	0	0	0	11,344,000	0
		消防水利整備事業	36,000,000	36,000,000	0	0	0	17,100,000	0	18,900,000
		避難所運営事業	30,210,000	30,210,000	0	15,100,000	0	11,100,000	0	4,010,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	75,072,000	19,272,000	0	0	0	10,500,000	0	8,772,000
	5 社会教育費	東広島市史編さん事業	8,174,000	8,174,000	0	0	0	0	0	8,174,000
計			3,671,770,000	3,138,486,000	0	915,701,000	12,354,000	1,104,600,000	229,244,000	876,587,000

八本松駅前土地区画整理事業特別会計　　（単位：円）

款	項	事　業　名	金　額	翌年度繰越額	左　の　財　源　内　訳					
					既 収 入 特定財源	未　収　入　特　定　財　源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 土地区画整理費	1 土地区画整理費	八本松駅前土地区画整理事業	307,920,000	292,710,000	0	58,927,000	0	56,800,000	0	176,983,000
計			307,920,000	292,710,000	0	58,927,000	0	56,800,000	0	176,983,000

報告第１７号

令和６年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和６年度東広島市下水道事業会計予算の一部について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第１項及び第２項ただし書の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

東広島市長　　髙　　垣　　廣　　徳

（根拠法令）

地方公営企業法

第２６条　予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

２　前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

３　前２項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

別紙

令和６年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　（単位：円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	負担金	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業費	3,458,534,000	1,159,966,405	2,252,073,000	418,310,000	1,648,200,000	40,000,000	115,430,000	30,133,000	46,494,595	0	想定と異なる地下埋設物の発現による工法の検討に不測の日数を要したこと、地元地権者との協議が整わず敷設ルートの検討に不測の日数を要したこと等により、年度内に工事等が完了しなかったため。
		ポンプ場建設事業費	161,940,000	93,703,450	65,758,000	18,500,000	32,700,000	0	14,379,000	179,000	2,478,550	0	地方共同法人日本下水道事業団に委託した建設工事の委託先における使用部品の納期に遅れが生じたこと及び入札が不調になったことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
		処理場建設事業費	1,240,250,000	1,201,850,000	38,400,000	16,500,000	21,900,000	0	0	0	0	0	地方共同法人日本下水道事業団に委託した建設工事の委託先における使用部品の納期に遅れが生じたことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
		流域下水道整備費	9,100,000	5,785,726	3,310,000	0	3,100,000	0	0	210,000	4,274	0	広島県が実施する流域下水道事業において、本市が負担金を支出する工事が年度内に完了しなかったため。
		固定資産購入費	83,900,000	81,507,525	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	892,475	0	使用部品の納期に遅れが生じたことにより、年度内に納品が完了しなかったため。
計			4,953,724,000	2,542,813,106	2,361,041,000	453,310,000	1,705,900,000	40,000,000	129,809,000	32,022,000	49,869,894	0	

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額　（単位：円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託工事収益	下水道使用料			
1 下水道事業費用	1 営業費用	処理場費	1,566,236,000	1,500,742,898	935,000	0	935,000	64,558,102	0	処理場設備が故障し、緊急に使用部品を製作する必要が生じたことにより、年度内に修繕が完了しなかったため。
		受託事業費	65,000,000	0	65,000,000	65,000,000	0	0	0	想定と異なる地下埋設物の発現による工法の検討に不測の日数を要したこと等により、年度内に工事が完了しなかったため。
計			1,631,236,000	1,500,742,898	65,935,000	65,000,000	935,000	64,558,102	0	